

市民活動団体・NPO法人のための

相談は
無料

法律相談

契約の取り交わし・内容、イベントなど実施時のリスク管理、
個人情報の保護・管理、組織内のトラブルなど・・・

市民活動団体・NPO法人運営に関して、

専門家に確認したいと思うことはありませんか？

◆相談日◆（すべて月曜日）

2019年 ①4月22日 ②5月13日★ ③6月3日 ④7月8日 ⑤8月5日★
⑥9月2日 ⑦10月7日 ⑧11月11日★ ⑨12月9日
2020年 ⑩1月20日 ⑪2月3日★ ⑫3月9日

◆時間◆

上記日程のうち15時～、16時～

★の日は、18時～、19時～（5月、8月、11月、2月）
（各回とも45分程度）

◆会場◆ 札幌市市民活動サポートセンター相談カウンター

◆内容◆ 市民活動団体の運営に関する法律の相談

◆相談員◆ NPOのための弁護士ネットワーク会員 弁護士

◆対象◆ 札幌市内で活動する市民活動団体

◆お申し込み方法◆

電話・窓口（事前予約制）

相談内容の概要とともにお申込みください。

相談内容にかかわる
書類などがある場合
は、お持ちください。



※多くの方に機会を提供するため、ご相談は1団体につき年度内1回までです。

※ご都合により予約をキャンセルされる場合は、すみやかにご連絡ください。

※活動に関するご相談は、毎週火～金曜日に行っている「市民活動相談」があります。

※その場での書類作成業務は行いません。

※相談時間や資料の不足等で回答できない場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ・お申し込み】

札幌市市民活動サポートセンター（指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会）

〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ公共4施設2階

TEL. 011-728-5888 FAX. 011-728-7280 E-mail: shimin-1@shimin.sl-plaza.jp